

制度改正に係る「同意書」のご提出結果および今後の対応について

3月から当基金では、財政再計算の結果を受けて、基金財政健全化を図り制度を継続して存続していくため、加入員および加算年金受給権者の皆様へ制度改正実施についてご同意のお願いをさせていただいておりました。

皆様のご理解、ご協力をいただき、以下のとおり厚生労働省の設立認可基準で定められている3分の2以上のご同意をいただける結果となりました。

今回の制度改正につきましては、事業主、加入員、年金受給権者の皆様に大変厳しいお願いとなりましたが、制度を継続するため多くのご同意いただき、厚く御礼申し上げます。

また、2社の労働組合からもご同意をいただきました。

つきましては、6月19日に成立した厚生年金基金制度に関する法律も踏まえ、当初より予定しておりました平成25年10月1日施行の制度改正について、代議員会で審議し実施することと決定した場合は、予定どおり手続きを進めて参りますので、引き続き基金運営にご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○加入員 5,771名／8,532名（67.6%）

○加算年金受給権者 3,217名／4,530名（71.0%）

○基金の設立事業所に使用される加入員の3分の1以上で組織する労働組合
2/2労働組合

※同意書等お手元にございましたら、厚生労働省へ認可申請するまで、引き続き受付いたしますのでご送付を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成25年7月1日